

議案第 3 3 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 5 条例改正による市財政への影響

(「訪問看護療養費」の助成対象化に伴う予算措置について)

1 内容

予算措置については、福祉医療費助成事業に係る訪問看護療養費の適用者の 9 割が、障害者医療助成事業の受給者であることから、本市の来年度予算においては、障害者医療扶助料に拡充分として約 1,500 万円を含め計上しています。

2 障害者(児)医療扶助料に拡充分(訪問看護療養費)として計上する積算内容

(兵庫県国保連合会)

① 障害者(身体)

扶助料→ 24,761 円/月(一人当たり助成額)×29 件×12 月=8,616,828 円/年

② 障害者(精神)

扶助料→ 5,462 円/月(一人当たり助成額)×54 件×12 月= 3,539,376 円/年

(社会保険支払基金)

③ 障害者(身体)

扶助料→ 23,806 円/月(一人当たり助成額)×10 件×12 月=2,856,720 円/年

④ 障害者(精神)

扶助料→ 2,535 円/月(一人当たり助成額)×10 件×12 月= 304,200 円/年

①～④ 合計 15,317,124 円